



宮 崎 県 公 報

平成20年4月3日(木曜日) 第 1969 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告

- 地図及び簿冊の認証(15件)……………(農村計画課) 1
- 県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(農村整備課) 3

- 市町村営土地改良事業の施行協議の適當の決定(農村整備課) 3
- 建設業法に基づく建設業者の取消し……………(管理課) 3

病院局企業管理規程

- 宮崎県病院局企業管理規程の形式の左横書きの
実施に関する企業管理規程…………… 5

頁

公 告

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月13日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市高岡町内山及び飯田及び五町の各一部
- 4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
都城市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年1月29日
- 3 地籍調査を行った地域
都城市高野町の一部
- 4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年1月31日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北川町川内名の一部

4 認証年月日

平成20年3月24日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月15日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字殿所・大字松永・大字星倉の各一部
- 4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年1月30日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市大字東方の一部
- 4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西都市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成19年3月27日
- 3 地籍調査を行った地域
西都市大字穂北、大字茶臼原の各一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
えびの市

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月20日

3 地籍調査を行った地域
えびの市大字浦の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡椎葉村

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月20日

3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡椎葉村大字下福良の一部・大字大河内の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市

2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成20年1月22日

3 地籍調査を行った地域
宮崎市田野町地番区域乙の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
都城市

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年1月29日

3 地籍調査を行った地域
都城市美川町の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
延岡市

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月4日

3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
日南市

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月15日

3 地籍調査を行った地域
日南市大字隈谷の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
串間市

2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月19日

3 地籍調査を行った地域
串間市大字北方の一部・大字秋山の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年4月3日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡高千穂町

2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成20年2月15日

3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡高千穂町大字押方の一部

4 認証年月日
平成20年3月24日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、

次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡日之影町
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月18日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡日之影町大字見立の一部
- 4 認証年月日
平成20年3月24日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、
斧研地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る土
地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月3日から平成20年5月2日まで
- 3 縦覧場所
都城市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、
長迫地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、ため池等整備事業（土砂崩
壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月3日から平成20年5月2日まで
- 3 縦覧場所
五ヶ瀬町役場環境建設課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の2第5項において
準用する同法第8条第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事
業（萩原地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成20年4月3日から平成20年5月2日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農業振興課内

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成20年4月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

(別表)

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-17)第118号	(有)中山建設	中山 隆次	宮崎県都城市山之口町富吉3481	一般	管工事業	平成20年2月26日付けで廃業した旨の届	平成20年2月26日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第200号	(有)松田組報徳社	松田 成弘	宮崎県宮崎市田野町乙7723-4	一般	土木工事業	平成20年2月29日〃	平成20年2月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第1013号	(有)楨原建設	楨原 岩男	宮崎県都城市穂満坊3146-6	特定	管工事業	平成20年2月18日〃	平成20年2月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第1567号	(有)飯干産業	飯干 俊二	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所11572	特定	土木工事業	平成20年2月5日〃	平成20年2月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1567号	(有)飯干産業	飯干 俊二	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所11572	一般	とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年2月5日〃	平成20年2月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第2047号	(有)金丸建設	金丸 文彦	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野83-5	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成20年2月8日〃	平成20年2月8日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第2812号	鎌田建設(有)	鎌田 正作	宮崎県都城市都北町4941	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成20年2月15日〃	平成20年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4440号	(有)平和建設	山口 義雄	宮崎県延岡市平原町5-732-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成20年2月25日〃	平成20年2月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4918号	(有)片岡建設	片岡 恭二	宮崎県延岡市北川町川内名1754	一般	管工事業	平成20年2月20日〃	平成20年2月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第5933号	(有)六田建設	六田 寛	宮崎県宮崎市大字瓜生野267-4	一般	大工工事業	平成20年2月15日〃	平成20年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第6962号	北部観光開発(有)	児玉 八千代	宮崎県延岡市差木野町6136-1	一般	大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業	平成20年2月19日〃	平成20年2月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8888号	児玉園芸場	児玉 光男	宮崎県児湯郡新富町大字上富田2746-4	一般	造園工事業	平成20年2月25日〃	平成20年2月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-15)第11876号	(有)利光	船ヶ山 日出光	宮崎県宮崎市田野町甲5990-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成20年2月8日〃	平成20年2月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第12129号	(有)八紘	古小路 汎	宮崎県延岡市大武町5453-5	特定	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成20年2月28日〃	平成20年2月28日(全廃業)

病院局企業管理規程

宮崎県病院局企業管理規程の形式の左横書きの実施に関する企業管理規程をここに公布する。

平成二十年四月三日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第八号

宮崎県病院局企業管理規程の形式の左横書きの実施に関する企業管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている規程(以下「既存規程」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第一条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程(以下「改正後規程」という。)における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。
- 一 改正後規程における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存規程における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 一の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
五 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び四の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、二けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)

六 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
七 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
八 上欄	左欄
九 下欄	右欄

2 前項の表三の項及び四の項並びに六の項から九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと思われるときは、病院局長が定めるところによる。
(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成二十年十一月一日から施行する。